# 台風第10号による自動車検査証の 有効期間の延長に該当する車両の申 請について



### 1. 自動車検査証有効期間の伸長について



〇台風第10号により自動車検査証の有効期間の伸長が、以下の通り発表されております。

(自動車検査証の延長について(自動車局整備課発表資料抜粋))

〇対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が9月6日から9月13日までのもの

【対象地域】

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を9月14日まで伸長

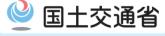
〇継続検査の手続き

対象車両については、9月14日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。 (記者発表URL)

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000258.html

### 2. 有効期間が伸長された車両での特車申請

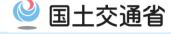


○特殊車両通行許可申請において、発表内容に該当する車両を申請する必要がある場合には、自動車検査証を添付し申請した上で、申請先事務所までご連絡頂きますようお願いします。

#### <申請手順(オンライン申請)>

- <u>1. 申請データは、通常どおり作成してください</u>
  - 一有効期間を過ぎると、「車検証情報との照合」において、「車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります」と表示されますが、そのまま作成してください
- 2. 申請書提出時に、車検証を添付してください
  - -該当車両(有効期間が9/6~9/13の車両)の車検証のみ添付してください
- 3. 申請書提出後、申請窓口に電話連絡してください
  - 一車検証延長申請の連絡であることと、申請者名、到達番号を伝えてください

## 2. 有効期間が伸長された車両での特車申請



### <申請データ作成時のエラー画面>

